「土地改良法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集」
の結果について

令和５年３月 31 日
農林水産省農村振興局

令和５年２月１日付け案件番号 550003641 の「土地改良法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集」に関しては、令和５年３月２日の受付締切日までの間、e-Gov への掲載等を通じて、広く国民の皆様から御意見・情報の募集を行いました。

その結果、募集期間において、計２件の御意見が寄せられ、そのうち当該案に関するものであった１件につきまして、お寄せいただいた御意見とその御意見に対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進 に御協力いただきますよう、お願いいたします。

【お問い合わせ先】
農村振興局整備部土地改良企画課
代表：03-3502-8111（内線 5470）
直通：03-6744-2187

（別紙）

○御意見及び御意見に対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
土地改良換地士試験における合格者の公表情報の見直しについて、個人情報保護のため氏名の公表は控えるとありますが、個人的な見解ですが個人情報保護の過剰反応ではないかと感じます。国家資格では合格番号だけではなく官報に受験番号と氏名が掲載されることにより私は合格を確信できました。合格番号だけだと間違いはないと思いつつも通知が来るまでの間不安で確信がもてない気持ちがあります。氏名の公表だけでは住所や電話番号などと結びつくわけではないのでそこまで公表に気を使わなくてはいけないのでしょうか？	土地改良換地士試験の合格者の公表は、受験者の合否の結果を早期に周知することにより、資格を取得して就職活動を行おうとしている受験者の利便に資するために行うものであるところ、合格者の受験番号を公表することのみで、各受験者においては合否の結果が判断できることから、受験番号のみによる公表に改めることとしたものであり、また、氏名のみであっても特定の個人を識別できる場合もあることから、個人情報保護の観点からも、これが適当と考えております。